

議事の経過

開議 午前10時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○佐藤暢晃事務局長 本日の出席状況を報告いたします。

定数14人、欠席2人、出席12人であります。

欠席の吉川孝勇議員、米田佐代子議員は、それぞれ所用のため欠席の届出がっております。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長 これより日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

小松進也 議員

小松進 議員

徳久研二 議員

山下裕 議員

米田佐代子 議員

山下正浩 議員

千光士伊勢男 議員 以上7人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思っております。本日の委員会は、委員会条例第10条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから議会運営委員会を第2委員会室に招集いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時2分

再開 午前10時8分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長、副委員長が決定いたしましたので御報告申し上げます。

議会運営委員会委員長 徳久研二 議員

同 副委員長 山下 裕 議員

以上のとおりであります。

日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教委員会委員に

小松進也 議員
藤田伸也 議員
小松進 議員
吉川孝勇 議員
川島憲彦 議員
小松文人 議員
尾原進一 議員 以上7人を、

産業厚生委員会委員に

小谷昇義 議員
長野弘昌 議員
徳久研二 議員
山下裕 議員
米田佐代子 議員
山下正浩 議員
千光士伊勢男 議員 以上7人をそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思ひます。本日の委員会は、委員会条例第10条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから総務文教委員会を第1委員会室に、産業厚生委員会を第2委員会室にそれぞれ招集いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時17分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長、副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

令和2年第3回定例会（9月23日）

総務文教委員会委員長	川島憲彦	議員
同副委員長	小松進	議員
産業厚生委員会委員長	千光士伊勢男	議員
同副委員長	小谷昇義	議員

以上のおりであります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時22分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小松進議員の退席を求めます。

（小松進議員退席）

○尾原進一議長 9月17日、小松進議員から一身上の都合により、議会広報特別委員会委員の職を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。小松進議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、小松進議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

小松進議員の着席を求めます。

（小松進議員着席）

○尾原進一議長 小松進議員に告知いたします。あなたの辞任願は許可されました。

日程第4、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

議会広報特別委員会委員は定数6人のところ、欠員が1人生じました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の欠員1人に対する補充選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、小松進也議員を指名いたします。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、小松進也議員を議会広報特別委員会委員に補充選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

議会広報特別委員会副委員長 小松進也 議員

以上のとおりであります。

日程第5、特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、長野弘昌議員の退席を求めます。

（長野弘昌議員退席）

○尾原進一議長 9月17日、長野弘昌議員から一身上の都合により、阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の職を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。長野弘昌議員の阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、長野弘昌議員の阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

長野弘昌議員の着席を求めます。

（長野弘昌議員着席）

○尾原進一議長 長野弘昌議員に告知いたします。あなたの辞任願は許可されました。

日程第6、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

阿佐線・国道整備促進特別委員会委員は定数6人のところ、欠員が1人生じました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の欠員1人に対する補充選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、小松進也議員を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、小松進也議員を阿佐線・国道整備促進特別委員会委員に補充選任することに決しました。

日程第7、安芸市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、現在の委員及び補充員が本年9月30日をもって任期が満了するため、次期の委員について選挙するものであります。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。
指名する委員及び補充員の名簿を配付いたします。配付する間、休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安芸市選挙管理委員会委員には、菊池祐二郎さん、近藤正子さん、大北助正さん、五藤文子さん、同補充員には、順位1、小松一夫さん、2、丸田良さん、3、小原茅子さん、4、秦泉寺玲子さん、以上の方を指名いたしたいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を安芸市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、菊池祐二郎さん、近藤正子さん、大北助正さん、五藤文子さんが安芸市選挙管理委員会委員に、小松一夫さん、丸田良さん、小原茅子さん、秦泉寺玲子さんが指名した順位による同補充員に当選されました。

日程第8、議案第78号「教育委員会委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第78号「教育委員会委員選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第79号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第80号「安

令和2年第3回定例会（9月23日）

芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の2件を一括議題といたします。

これより、これら2件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。

ただいま議題となっておりますこれら2件は、お手元に配付いたしました委員会付託表のとおり、常任委員会に付託いたします。

日程第10、議案第81号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」から議案第86号「令和2年度安芸市水道事業会計補正予算（第1号）」までの6件を一括議題といたします。

これより、これら6件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

3番 小松進也議員。

○3番（小松進也議員） 議案第81号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」について質疑いたします。

以下6問、質疑させていただきます。

1、総務課、2款1項8目、電算管理費、庁内LANネットワーク無線化委託ほか、補正予算額872万6,000円の12節、委託料459万4,000円について。

市長、市長は開会挨拶にも、人と人との接触機会を減らすための庁舎デジタル化導入などの若干の説明があったが、庁舎LANネットワーク無線化とは……

（発言する者あり）

○3番（小松進也議員） 来庁者が利用できるフリーWi-Fiなども含まれるのか。

また、ホームページ機能強化ほかとは、インターネットによる申請や手続、対応の強化、行政のワンストップ化による庁内での各課同時申請などのデジタル化委託なのか。そして、17節、設備購入費398万9,000円のオンライン会議用機械ほかの備品内容とは、どういう仕様なのかをお聞きいたします。

2、環境課、4款1項3目、浄化槽整備設置事業、浄化槽設置補助金の増、126万8,000円について。当初予算説明では浄化槽設置補助額を、令和元年度1,501万8,000円から139万4,000円に増加し、1,637万円と計上していました。5人槽が20基、7人槽15基、10人槽が5基となっていました。今回追加で126万8,000円の追加補正であります。浄化槽設置補助の当初予算額での実績と、追加分の浄化槽設備数量をお聞きいたします。

3つ目、農林課、6款2項3目、市単林道整備事業、災害関連維持修繕委託の追加258万8,000円について、市単林道整備事業を森林環境譲与税でなく、一財での補正計上としたことについてお聞きいたします。

4つ目、商工観光水産課、7款1項2目、宿泊・タクシー業支援給付金、宿泊・タクシー業支援給付金600万円について、宿泊業とタクシー業の内訳。タクシー業には介護タクシーも含まれ

ているのか。そして、申請方法や給付条件、告知方法、給付時期をお聞きいたします。

5つ目、学校教育課、10款1項2目、教育委員会事務局事務費、G I G Aスクールサポート報酬ほか143万3,000円について、当初予算計上のI C T支援員配置事業54万6,000円と業務内容は違うのか。また、サポーターは何人体制で、新規雇用なのかをお聞きいたします。

6点目、生涯学習課、10款5項3目、体育施設管理運営費、市営球場のり面修復工事ほか、ガイドポール購入ほか2,039万5,000円について。10款5項3目17節、設備購入費の感染対策備品購入費1,067万6,000円の購入費の内訳をお聞きいたします。

以上6点、お願いいたします。

○尾原進一議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 小松進也議員の御質問にお答えします。

2款1項8目、電算管理費の庁内L A Nネットワーク無線化委託についての御質問です。

1点目に、庁内L A Nネットワークの無線化とは来庁者対応のフリーW i - F iなども含まれるかという御質問ですが、来庁者用のフリーW i - F iではございません。今回の庁内L A Nネットワークの無線化につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として増加しているオンライン会議に対応するものでありまして、業務ネットワークの無線化を行うものでございます。

2点目に、インターネットによる申請や手続対応の強化……ホームページの機能強化改修について、インターネットによる申請や手続の対応の強化か。3点目のワンストップ化による庁内の各課同時申請などのデジタル化委託なのかにつきましては、今回の補正につきましては、まずインターネットによる申請や手続対応の強化とか各課同時申請などのデジタル化委託ではございません。ホームページにつきましては、利用者にとってより使いやすく見やすいものにするためのもので、デザインの変更や音声機能をつけることとしております。そのほか災害時にホームページのトップページを災害用に切り替える機能を備え、被災状況や市の対応状況など災害に関する情報をいち早く提供できるようにするものでございます。

また、より市民に市政情報を発信するためのL I N Eも導入することとしております。

備品購入費398万9,000円、オンライン会議用機器ほかの備品内容と仕様につきましては、まずオンライン会議用の機器として196万6,000円計上しておりまして、内訳としまして、ノートパソコンが7台、液晶ディスプレイ24インチが6台、ウェブカメラが6台、会議用のマイクスピーカーが6台。続きましてネットワークの無線化につきましては、202万4,000円計上しておりまして、無線管理装置が3台、無線アクセスポイント、これL A Nの装置となるものですが、無線アクセスポイントが計10台となっております。

主立ったものの仕様について御説明します。まずノートパソコンにつきましては、CPUがインテルC o r e i 3以上、メモリが4ギガ以上、OSがW i n d o w s 10 P r o、ディスプレイは15.6インチ以上の液晶ディスプレイとなっております。ウェブカメラにつきましては、光学3倍ズーム搭載で211万画素、フルHDを装備しているものでございます。あと、マイクスピー

令和2年第3回定例会（9月23日）

カーにつきまして、ちょっと仕様がちょっとかなり説明が難しいんですけども、今回購入する物は、小会議用のマイクスピーカー、これ4名から6名程度を拾えるスピーカーを5台と、10名以上が使用できる大会議用のマイクスピーカーを1台購入することとしております。

以上でございます。

○尾原進一議長 環境課長。

○島崎雅行環境課長 3番議員の質問にお答えします。

環境課、4款1項3目、浄化槽設置整備事業、浄化槽設置補助金の増につきまして、説明いたします。この事業は、国の循環型社会形成推進交付金を活用しておりまして、平成27年から令和2年の6か年間で、事業費ベースで9,505万4,000円の計画決定を受けています。令和元年度決算が令和2年度当初予算編成時の見込みよりも減額となったため、国費の年度間調整に伴う事業費として、126万5,000円を追加計上するものです。

追加の内訳としましては、浄化槽5人槽について8基の増、265万6,000円、7人槽については1基の増、41万4,000円、10人槽につきましては、4基の減、マイナス219万2,000円、あと単独浄化槽の撤去費用補助を1件9万円、屋内配管の事業費補助について1件30万円を補正するものです。

9月18日現在の実績としましては、5人槽で25基、830万円、7人槽で3基、124万2,000円、10人槽につきましてはゼロ基、単独浄化槽の撤去についてはゼロ基、宅内配管につきましてはゼロ基の実績となっております。以上です。

○尾原進一議長 農林課長兼農業委員会事務局長。

○大坪浩久農林課長兼農業委員会事務局長 3番議員の質問にお答えいたします。

3点目の質問でございます。まず6款2項3目、市単林道整備事業の補正予算についてでございます。この補正予算につきましては、今年度に集中豪雨等で突発的に発生しました災害復旧事業の対象とならない、倒木とか崩土に対して、林道の通行を確保するため、崩土除去、路面補修等の対応を行った維持管理費でございます。議員御質問の財源、森林環境譲与税でなく一般財源で補正計上したことについては、森林環境譲与税の用途の在り方としまして、既存事業の単なる予算の充当や振替は好ましくない旨の説明がこれまでされてきておりますので、現時点で一般財源として計上したものであります。

なお、先日設置されました森林環境整備促進協議会におきまして、既存事業の在り方についても整理・検討を行っておりますので、今後財源の有効活用につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○尾原進一議長 商工観光水産課長。

○山崎富貴商工観光水産課長 3番、小松進也議員の御質問にお答えをいたします。

宿泊・タクシー業支援給付金事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大により、移動自粛の動きが広がり、宿泊施設においては一時的な休業を余儀なくされるなど、宿泊客数の激減、タクシー事業者においても、自粛による利用客数の減少など深刻な影響を受けておる

ところでございます。

今回の事業を活用いただき、宿泊施設において、衛生管理対策や魅力向上に取り組んでいただくことにより、観光客が安心して安芸市に宿泊できること、誘客の促進及び観光産業の回復を図るものでございます。また、タクシー事業者におきましても同様に、衛生管理対策や魅力向上に取り組んでいただくことにより、利用客が安心して利用できることで、利用機会の回復を図るものでございます。

給付要件、給付対象事業者についてでございますが、宿泊施設につきましては、旅館業法に規定されております旅館・ホテル営業、または簡易宿所営業であって、宿泊料を受けて人を宿泊させる安芸市内の施設、8施設を想定をいたしております。また、タクシー事業者につきましては、道路運送法に規定されております国土交通大臣の許可を受け、事業を営んでいる者であって、安芸市内に営業所のあるタクシー事業者、福祉タクシーも含めて5事業者を想定をいたしております。

補正予算の内訳でございますが、宿泊事業者8事業者350万円、タクシー事業者5事業者250万円でございます。繰り返しになりますが、タクシー事業者の中には、議員お尋ねの介護タクシー、いわゆる福祉タクシーについても含まれておるところでございます。

助成内容についてでございますが、まず宿泊事業者への給付額については、4か月分の基礎額に客室数、定員数、日数から算出した加算額を上乗せした額を給付するものでございまして、基礎額は客室数によって異なりまして、客室数が4室以下の場合は、1か月2万円、客室数が5室以上99室以下の場合は1か月6万円、加算額は部屋割、客室一部屋当たり1日100円、定員割、定員一人当たり1日25円でございます。基礎額4か月分、これは最も影響が大きかった3月から6月までの4か月間を算出基礎といたしてございまして、この4か月分の基礎額に部屋割と定員割の122日分を加えた金額が給付額となります。なお、122日というのは、3月から6月までの日数でございます。

次にタクシー事業者への給付額についてでございますが、登録保有台数1台当たり10万円でございます。

周知方法・交付方法でございますが、本日議決をいただきましたら、ホームページ等で周知、申請勧奨を図ってまいりますとともに、それぞれの該当事業者に対しまして、給付金支給申請に必要な書類を送付し申請をいただくことにしたいと考えております。

申請の締切りは11月30日。申請をいただきましたら、書類を確認後、給付金を指定口座に振り込むことといたしてございまして、迅速な処理・支給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○尾原進一議長　教育次長兼学校教育課長。

○植野誠一教育次長兼学校教育課長　3番議員の御質問にお答えします。

学校教育課、10款1項2目、教育委員会事務局事務費、GIGAスクールサポーター報酬等についてでございます。

1点目に、当初予算計上のICT支援員配置事業54万6,000円と業務内容は違うのかという

ことにつきましては、ICT支援員ということにつきましては、各学校におけるICT機器の操作取得やICTを活用した授業改善、校務支援、校内支援等のために任用しております。このたび補正しますGIGAスクールサポーターにつきましては、学校におけるICT環境の初期対応について、ICT環境整備、このたびタブレットを入れることについてICT環境整備の設計・工事や納品の対応、使用マニュアルの作成、使用の方法の周知などのために任用するものであります。2人任用ということで同じ業務内容を行っていくこととなります。分かりにくくなりますが、ICT支援員につきましては、11月までの任用、で新たにGIGAサポーターを12月から任用するということとなります。

次に2点目、サポーターは何人体制で、新規雇用なのかということにつきましては、サポーターは2人体制で、1人につきましては、現在任用しておりますICT支援員プラス1人を新規任用という形を考えております。以上です。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長。

○長野信之生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 小松進也議員の御質問にお答えします。

10款5項3目17節、備品購入費の感染症対策備品購入費、1,067万6,000円の購入品につきまして、内容ですが、内容といたしましては、大きく3点ございます。

1点目といたしまして、ガイドポールの購入費、898万円でございます。これは新型コロナウイルス対策といたしまして、阪神タイガースキャンプ時やその他イベント等の入場客が密にならないように誘導するために、ガイドポール200台を購入いたしまして、市営球場や補助グラウンド、安芸ドーム、市体育館等へそれぞれ配置し、するものでございます。

2点目といたしまして、オゾン脱臭除菌装置の購入、87万1,000円でございます。こちらも新型コロナウイルス対策といたしまして、市体育館内トレーニング室及び市営球場で使用できるようオゾン脱臭除菌装置を購入するものでございます。

3点目といたしまして、表面温度検知システムの購入、82万5,000円でございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルス対策といたしまして、阪神タイガースキャンプ等の入場客や体育施設等の利用者の検温をスムーズに行えるよう、表面温度検知システムを市営球場並びに市体育館へ購入するものでございます。以上です。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時1分

再開 午前11時5分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 小松進也議員。

○3番（小松進也議員） 再質問いたします。

5番学校教育課、先ほどのサポーターの報酬費について。これは日給なのか月給なのかのお答えをいただきたいのと、6番目の質問の生涯学習課、これの除菌装置と検温システムの台数。あ

令和2年第3回定例会（9月23日）

と今回コロナ緊急対応で、各施設に大幅な備蓄品等機器等が置かれるようになっておりますが、今回このガイドポール200台とか、あとオゾンの除菌装置等置場所等に実際困ってるところとかもあるというので、実際のこれ置場所、倉庫等追加の購入とかも入ってるのかどうかお聞きいたします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○植野誠一教育次長兼学校教育課長 3番議員の再質問にお答えします。

サポーター、日給か月給かということの御質問です。会計年度任用職員ということで月給です。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長。

○長野信之生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 小松進也議員の再質問にお答えします。

まずオゾン脱臭除菌装置及び表面温度検知システムの台数という御質問でございます。

オゾン脱臭除菌装置につきましては、体育館内トレーニング室に2台、市営球場本部棟1台、安芸ドーム1台でございます。表面温度検知システムにつきましては、市営球場に2台、市体育館に1台、設置する予定としております。

それから置場所についてでございますが、ガイドポールにつきましては、市営球場のメイン球場に60台、サブグラウンドに40台、それからドーム球場に40台でございますけども、それについてはそれぞれの施設に設置いたします。市体育館、こちらは60台なんですけど、こちらにつきましても体育館のほうを置場所として考えております。以上です。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら6件は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よってこれら6件は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第81号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第82号「令和2年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

令和2年第3回定例会（9月23日）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第83号「令和2年度安芸市元気バス事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第84号「令和2年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第85号「令和2年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第86号「令和2年度安芸市水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第87号「令和元年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」から議案第98号「令和元年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの12件を一括議題といたします。これよりこれら12件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら12件について、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名する12人の委員をもって構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、これら12件については12人の委員をもって構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました令和元年度決算審査特別委員会の委員については、

令和2年第3回定例会（9月23日）

小 谷 昇 義 議員
小 松 進 也 議員
藤 田 伸 也 議員
小 松 進 議員
徳 久 研 二 議員
山 下 裕 議員
吉 川 孝 勇 議員
米 田 佐代子 議員
川 島 憲 彦 議員
山 下 正 浩 議員
小 松 文 人 議員
千光士 伊勢男 議員

以上12人を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人の議員を令和元年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思ひます。本日の委員会は、委員会条例第10条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから第2委員会室に令和元年度決算審査特別委員会を招集いたします。

なお、本日の特別委員会は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますのでよろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時23分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和元年度決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

決算審査特別委員長 千光士 伊勢男 議員

同 副委員長 藤 田 伸 也 議員

以上であります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から29日まで休会とし、30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時23分